

# 納本のお願い

## 1 納本制度とは

納本制度とは、図書や雑誌などの出版物を、その国の責任ある公的機関へ納入することを、発行者等に義務付ける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館へ納入することが義務付けられています。

## 2 納本の目的

納本制度の目的は、国内出版物を網羅的に収集し、国会における国政審議、行政・司法各部門における政策立案等に活用するとともに、広く国民の利用に供することにあります。官庁出版物については、外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換（国際交換）にも供されます。

納入された出版物は、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。また、全国書誌データを作成し、国立国会図書館サーチで国内外から検索できるようになります。

## 3 どんな出版物を納本するのか

原則として、頒布を目的として相当程度の部数が発行されたすべての出版物です。図書、雑誌・新聞だけでなく、音楽CD、映像DVD、CD-ROM、楽譜、地図なども対象になります。ただし、機密扱いのものや、チラシ、個々の募集要項やイベント案内等は対象外です。

## 4 誰が、どれくらい納本するのか

納本対象となる出版物の発行者が納本義務を負います。ただし、国の機関や独立行政法人、地方公共団体等のために出版物が発行された場合は、その出版物の納本義務は、発行者ではなく国の機関等が負います。

納本する部数は、民間出版社や個人が発行する出版物の場合は1部です。国の機関や独立行政法人、地方公共団体等が発行する出版物の場合は、発行する機関等の種類やその出版物の性格によって、2部から30部までの間の部数で決まります。詳しくは、お問い合わせください。

### 納本に関する問い合わせ先

国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1 TEL:03-3581-2331(代表) FAX:03-3504-1569

○民間出版物は → 収集第一係（内線 24611） E-mail : [nocho@ndl.go.jp](mailto:nocho@ndl.go.jp)

○官庁出版物は → 収集第二係（内線 24620） E-mail : [s-kantyo@ndl.go.jp](mailto:s-kantyo@ndl.go.jp)

※受付時間：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）の9:00～17:45

※「当館ホームページ」>「資料の収集」>「[納本制度](#)」